

成田市総合保健福祉計画等策定支援業務委託仕様書

(障がい福祉計画策定支援業務委託分)

I. 業務名

成田市総合保健福祉計画等策定支援業務
(障がい福祉計画策定支援業務委託分)

II. 委託の目的

本業務は、成田市（以下「発注者」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の一体的な計画として、第6期成田市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）を策定するにあたり、その策定支援業務を委託するものである。

策定に際しては、本市の総合計画等と整合を図るとともに、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」ほか最新の国の動向を踏まえ、介護保険制度等の他の福祉施策や保健・医療施策等との連携を図り、本市の地域特性に応じた計画を策定していくため、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行う。

なお、本業務は、令和2年度（住民意向（アンケート）調査等業務は、令和元年度）において実施する。

III. 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日までとする（本業務は、令和2年度に実施）。

IV. 業務内容

1. 現状の評価・分析と課題整理及び報告書の作成

(1) 現状の評価・分析と基本的な政策目標及び重点課題の整理

これまでの本市における障害福祉の現状の評価・分析を行うための資料作成を行う。

(2) 上位・関連計画調査

計画の策定にあたり、本市の総合計画及び地域福祉計画等の各種計画の概要を把握し、本計画とのかかわりを整理する。

2. 障害福祉サービス供給量の推計

障害福祉サービスの種類ごとに、現状の把握と評価を行い、その結果を基に令和3年度から令和5年度までの各年度のサービス量を推計するとともに、その目標達成のための方策の検討を行う。

3. 第6期成田市障がい福祉計画案の作成

計画の原案に発注者が適宜加筆・修正を加えた後に、保健福祉審議会に臨むための計画案を作成する。

また、保健福祉審議会の意見を受けて、発注者が適宜加筆・修正を加えた後に、計画案を作成する。

4. 会議の出席

令和2年度に保健福祉審議会4回程度を予定しており、発注者の指示により出席し、運営支援を行う。発注者との打ち合わせ会議は適宜行うこととする。

なお、会議資料については会議の出席回数に関係なく、発注者の指示により作成する。

会議等には、原則として、本業務の技術者が出席することとする。

5. 成果品

①パブリックコメント原稿案作成：1回

A4判／約120ページ／1色編集／データ納品

②第6期成田市障がい福祉計画

A4判／約120ページ／カラー編集／データ納品

③第6期成田市障がい福祉計画概要版

A4判／12ページ／カラー編集／データ納品

※データ形式については、別途協議

V. 計画策定支援

1. 支援業務の執行体制

(1) 障がい福祉計画策定の支援業務の経験を持つ技術者（研究員等）を2名以上確保し、正副担当者とする。本プロポーザルの他の2計画との兼務も可とする。

(2) 受注者は、契約期間中常に国の動向に注視しつつ、その動向に柔軟に対応するものとする。

2. 支援業務にかかわる協議

受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者と十分な打ち合わせをしなければならない。

VI. 市の責務

発注者は、受注者が業務を遂行するにあたり必要な情報収集・資料提供等の協力を行う。

VII. 疑義

本仕様書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ指示、承認を受けるものとする。